

国立大学法人鳴門教育大学予算管理細則

平成16年 4月 1日

細則第 2 号

改正 平成20年3月17日細則第 2号

平成21年3月31日細則第16号

平成22年3月24日細則第 4号

平成31年3月13日細則第 2号

令和 2 年3月19日細則第 8号

令和 4 年3月 9 日細則第 2号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学会計規程（平成16年規程第32号。以下「会計規程」という。）の実施について、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における予算の適正な編成及び執行等にかかる手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 予算の手続については、法令及び諸規定に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この細則において、「年度計画予算」とは、事業年度における教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化したものをいう。

(予算単位及び予算責任者)

第4条 会計規程第5条第2項に定める予算単位及び予算責任者は、別表第1に定める。

2 会計規程第5条第3項の事故等とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 欠員となったとき

(2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき

(3) 業務のため、長期にわたり出張するとき

(予算編成方針)

第5条 学長は、年度計画予算の編成に当たり、中期計画に従って、予算編成方針案を策定しなければならない。

2 学長は、前項に規定する予算編成方針案を、経営協議会の審議に付し、その議決を経て予算編成方針を決定しなければならない。

3 学長は、前項の予算編成方針を予算責任者に通知する。

(予算単位の予算案)

第6条 予算責任者は、予算編成方針に基づいて、当該予算単位の諸計画の実施に必要な予算案を作成し、学長に提出しなければならない。

(年度計画予算案の編成)

第7条 学長は、各予算責任者から提出された予算案に基づいて年度計画予算案を作成する。

(年度計画予算の決定)

第8条 学長は、年度計画予算案を、経営協議会において審議し、役員会の議を経て事業年度の開始前までに年度計画予算を決定しなければならない。

(年度計画予算の配分)

第9条 学長は、年度計画予算を各予算責任者に配分するものとする。

2 学長は、経費の性質に応じ追加の予算措置に備えるため、予算を一部留保することができる。

(収入予算の執行)

第10条 予算責任者は、収入予算について、年度計画予算に基づき、収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第11条 予算責任者は、支出予算について、年度計画予算に基づき、執行しなければならない。

(予算執行の運用方針)

第12条 学長は、必要があると認めるときは予算執行に関する運用方針を策定し、各予算責任者に通知するものとする。

(予算の追加配分)

第13条 予算責任者は、経費の性質に応じ追加の予算措置が必要と認められるときは、予算追加配分申請書を学長に提出する。

2 学長は、前項の申請があった場合には速やかに審査、決定し、各予算責任者に通知する。

(予算の流用)

第14条 予算責任者は、配分された予算の変更が必要と認められるときは、学長に予算配分変更申請書を提出する。

2 学長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査、決定し、各予算責任者に通知する。

(予算の補正手続)

第15条 学長は、必要があると認めるときは、年度計画予算を補正することができる。

2 学長は、前項により補正を行うときは、経営協議会において審議し、役員会の議を経た上で決定する。

(執行に関する報告)

第16条 学長は、各予算責任者に対し、必要があると認めるときは、予算執行状況について資料の提出を求め、調査し、修正等の指示をすることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年度計画予算にかか
るものについては、第5条から第9条を適用しない。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

予 算 単 位	予 算 責 任 者
事 務 組 織	事 務 局 長
コ ー ス	各コース長
セ ン タ ー	各 セ ン タ ー 所 長
附 属 図 書 館	附 属 図 書 館 長
附 属 学 校（ 園 ）	各 附 属 学 校（ 園 ）長